

# 住居確保給付金

離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、家賃が払えず住宅を喪失または喪失するおそれのある人に向け、家賃相当額を自治体から家主さんへ支給することにより、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

## 給付要件

- ① 離職・廃業した日から2年以内であること  
休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人。
- ② 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している人  
住居を喪失する恐れのある人
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった者  
(離職等の前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている者も含まれます)
- ④ 雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)または自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付などを申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと
- ⑤ 指定されている収入基準額※1を超えていないこと  
かつ、資産※2が一定額以内であること
- ⑥ ハローワークに求職の申込をしている者 今後しようと考えている者
- ⑦ 自立相談支援事業所の支援介入に同意する意思があること

※1 世帯単位を基準に収入基準額を設定しています。

単身世帯(月額11万円)    2人世帯(月額15.3万円)    3人世帯(月額18.2万円)  
4人世帯(21.7万円)    5人世帯(月額25.1万円)

※2 基準額(世帯収入基準額-世帯家賃上限額)に6を乗じた額となります  
ただし4人以上は上限100万円以内となります。

<支給家賃上限額>

・単身世帯：3.2万円    ・2人世帯：3.8万円    ・3～5人世帯：4.2万円

<支給期間>

3ヶ月(令和3年1月1日より12か月まで延長可  ただし要件あり)

詳しいことをおたずねになりたい方は、下記の連絡先までお問合せ下さい

くらしとしごとサポートセンター

(波佐見町社会福祉協議会)

波佐見町長野郷173-2(波佐見町農村環境改善センター内)

電話：0956-85-2240

相談受付：月～金 9時～17時